

「第37回臨時大会で改正した規約・諸規則の是正を求める3地本の見解」 ～規約の根本である「労働組合法」に違反する改正は無効だ！～

私たち東京・八王子・水戸地本は、2018年12月19日に開催されたJR東労組第37回臨時大会が、議事運営規則違反をはじめとして、あまりにも独善的かつ非民主的で、強行的な議事運営に終始したことを憂慮し、1月13日に「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について(※1)」を中央本部に求めました。それは「組合員のためのJR東労組運動からかけ離れた『組合員不在』の運動に突き進み、強権的な中央本部体制が構築されたこと」に対して、強い危機感を持っているからです。

「臨時大会の方針(案)」を何度も求めましたが、最後まで示されず、事前の職場討議ができない状況で、議事の提起内容は極めて不明瞭、かつ不十分な審議で、理解・納得できるものではありませんでした。特に、組合員の財産である15億円もの組合基金を執行するにも関わらず、具体的用途は示されませんでした。また「規約・諸規則の改正」に至っては、組織財政検討委員会など事前の討議も一切行われず、臨時大会開催の指令文書や大会資料の議題として記載されていなかったばかりか、大会冒頭の山口中央執行委員長あいさつでも一言も触れられませんでした。このように、水面下で準備し意図的に隠した上、臨時大会終盤の17時30分に突如として、規約・諸規則の改正における「各項目の改正理由」すら示すことなく提起し、強行採決を行いました。

振り返ると、2018年4月12日に開催された第35回臨時大会は、本部執行部が構成員の3分の2以上の出席がなく、さらに任期外の代議員で強行的に行われ、規約第26条(会議の成立と決議)と第39条(代議員、中央委員の任期)に違反した大会であり無効だと言えます。また、6月に開催した第36回定期大会も規約第26条に違反しているにも関わらず、強行開催した大会でした。

そして、今回の第37回臨時大会では、この間の規約違反を認識しているが故に、現状を肯定し正当化するため、後追いの規約・諸規則の改正(改悪)を行ったと言え、そのことは複数の法律関係者も同様の意見です。したがって、今改正は規約の根本を踏み外した改正(改悪)であり、無効だと指摘しなければなりません。

そればかりか、規約第13条「組合員の権利」(1)組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を削除したことは、労働組合法第2章第5条2項「規約の必要記載事項」に違反するものです。これは、労組法上の救済を放棄することになり、民主制・平等性を否定するものです。つまり、JR東労組が法律的な保護や権利を享受できなくなることであり、組合員の利益に重大な不利益が生じます。憲法第28条の「労働基本権」、労働組合法に基づいて組織されている労働組合が、労働組合法に違反する規約・諸規則の改正(改悪)を行った行為は許されることではありません。過半数を超える組合員が在籍する3地本の指摘を受け止めず「排除」を目的にし、浅薄に規約・諸規則の改正に踏み切るが故に「法適合組合」の条件を満たさなくなってしまうと言わざるを得ません。

1月24日付けで中央本部より「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」の回答(※2)が届きましたが、私たちが求めた具体的な要求や指摘には真摯に答えることなく「適法かつ適正に運営された」「要求は筋違い」と切り捨て、極めて官僚的で「誠実な回答」とはかけ離れています。

したがって、正常なJR東労組の組織運営のために「第37回臨時大会で改正した規約・諸規則

の是正を求める3地本の見解」を発し、内外に問題点を明らかにします。そして、中央本部がその違法性を受け止め是正しないのであれば「組合員の利益」を守るために、是正に向けた法的措置の準備に入らざるを得ないと考えます。

I 労働組合に求められるのは、労働組合法に基づく民主的な組織構成及び運営（組合民主主義）

労働組合の規約には、労働組合法第2章第5条2項で組合規約を定め、そこに列挙しなければならない条項を規定しています。（以下、要旨）

「一号 名称、二号 事務所の所在地、三号 単位労働組合の組合員の平等、四号 人種、宗教、性別、門地（家柄）又は身分を理由とする組合員資格制限の排除、五号 組合員の直接無記名投票による役員選挙（連合体および全国的規模の労働組合においては、代議員の直接無記名投票でも可）六号 年1回以上の総会の開催、七号 会計監査の実施と公表、八号 組合員もしくは代議員の直接無記名投票の過半数の決定による同盟罷業の開始、九号 組合員もしくは代議員の直接無記名投票の過半数の支持による規約改正」が記載されています。

特に、三号は「連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること」と規定されています。

もう一つ重要な視点は、労働組合に求められるのは民主的な組織構成及び運営（組合民主主義）が不可欠な要請だということです。専門家によると、組合民主主義によって団結自治も制約を受けると解されています。具体的には、組合員に平等の選挙権、被選挙権、組合大会出席権、発言の自由が保障されることや、労働組合の意思決定が多数決原理に基づく民主的な手続きによって行われることが要請されています。

日本では労働組合に対して労組法上、様々な権能を与えられていることに組合民主主義の要請の根拠を求める見解が有力です。このように、使用者に対して従属的立場に置かれた労働者が自己の労働条件決定や経済的地位向上に実質的に関与するために保障された団結権の基本的性格からして、組合民主主義の要請が団結権の保障に内包していると理解しなければなりません。

この二つの視点を重視して、労働組合の規約はつくられなければなりません。そして、JR東労組の組合規約はそのことを前提にしてつくられ、組織運営も組合員の権利と均等な取り扱いを重視し、組合民主主義に徹してきたと認識しています。

II 間接民主制と組織運営上の問題点

「1」代議員の選出及び中央委員の選出について

JR東労組の組織運営の基本は、間接民主制に基づく代議員制です。組合員から代議員選挙で選出された代議員が最高決議機関の大会で、規約第29条（大会の決議事項）を審議し決議するからです。また、大会で役員選挙によって役員を選出し、中央委員会の中央委員も代議員の中から選出されます。そればかりか、代議員定数の3分の1以上の代議員から要求があったときは、臨時大会を招集することが可能になっています。

したがって、JR東労組の組織運営は組合員から選挙で選出された代議員が様々な権能を発揮して組織運営にあたっているため、組織運営の基本は代議員制だと言えます。そうすると、その代議員の選出基準が規約第36条（代議員の選出）で定められていますが、この代議員定数の基準こそ組合員の権利及び均等な取扱いが反映されていなければならないのです。

しかし、2018年12月19日の第37回臨時大会では、突如規約改正が提案され、極めて不平等な代議員の選出の基準が決議されたのです。特に地方区の代議員の選出は、地方本部の基礎数の定数と組合員人数に基づいた定数によって選出されていますが、次のように改正されました。

〔改正前〕

第 36 条（代議員の選出）

2 地方区の代議員は各地方本部の基礎数を5名とし、組合員300名につき1名を加え、端数は150名につき1名を加える。

〔改正後〕

第 36 条（代議員の選出）

2 地方区の代議員は各地方本部の基礎数を5名とし、組合員800名につき1名を加える。

このことによって、東京地本の組合員と他の地本の組合員の代議員選挙の1票の格差は、70倍に拡大するという異常な事態が生み出されることになってしまいました。

このことは、2018年2月からの組合員の大量脱退に伴う規約改正ですが、その際の規約改正の大前提は地方本部の基礎数を減らすことです。そして、組合員人数に基づいた選出基準の上限の組合人数は、地方本部間の不平等がないようにすることが、何よりも目指さなければなりません。なぜなら、規約第14条（組合員の義務）だけが等しく求められ、規約第13条（組合員の権利）(2)「代議員、委員及び役員を選挙し、または選挙され就任すること」が均等ではないということは、あってはならないことだからです。

つまり、権利の極めて著しい不均等な規約改正は無効だと言えます。そもそも、代議員を選挙する機会が均等ではないのです。入り口からすでに均等ではないのは、全てにおいて均等ではないことを意味するからです。

このことは、労働組合法第5条2項三号「単位労働組合の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること」に違反していることを意味しています。なお、この違反行為は、規約第38条（中央委員の選出）についても同様のことが言えます。

〔改正前〕

第 38 条（中央委員の選出）

2 地方区選出の中央委員は基礎数を3名とし、組合員数700名につき1名とし、端数は350名につき1名を加える。

〔改正後〕

第 38 条（中央委員の選出）

2 地方区選出の中央委員は基礎数を3名とし、組合員数800名につき1名を加える。

「2」代議員、中央委員の任期について

今回の規約改正で「代議員、中央委員の任期」について、次のように改正されました。

〔改正前〕

第 39 条（代議員、中央委員の任期）

代議員の任期は1年とし、当選確認の日から次年度代議員の当選確認の日までとする。

〔改正後〕

第 39 条（代議員、中央委員の任務）

代議員の任期は1年とし、定期大会の開催日から次年度の定期大会の前日までとする。

この「代議員の当選確認の日」から「次年度代議員の当選確認の日まで」とする代議員の任期には、規約上の意味が存在しています。

第1の理由は、規約第55条（会計年度）で「この組合の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする」とことと関係しているからです。会計が年度を区切りにしていることは、組合の運営はもちろん、組合の運動も年度を区切りにしています。なぜなら、組合の会計と運動は一体のものだからです。ですから、当然にも組合の運動方針や経過も「〇〇年度」として大会で決議されているのです。

そのため、組合の会計も運動も「毎年4月1日から翌年3月31日まで」とする年度を区切りにしているのですから「組合の大会は、年度初の4月に開催すべき」という主張も、また成り立つと言えます。

しかし、実際には大会は6月に開催しています。そのことは、規約第56条（会計監査および会計報告）と関係しているのです。4項では「組合は年1回外部の会計監査人による会計監査を受け

なければならない。会計監査は原則として会計年度終了後2ヵ月以内におこない、その結果を中央執行委員長に報告する」と定められています。そして「中央執行委員長は、報告を受けたときはただちに会計監査人の正確であることの証明書とともに組合員に公表しなければならない」と定められています。

このことは、年度の会計決算の処理と決算処理の会計監査に一定の期間を要するからです。そして、会計監査の結果報告を受けた中央執行委員長は、決算に基づいて次年度の予算計画を立てるのであり、その期間を要するため、規約第28条(大会)で大会を毎年6月に開催することを定め、会計報告及び監査報告を大会の中で公表しているのです。

このように、大会は6月に開催していますが、組合の運動は年度を区切りにしているのです。ですから、組合の組織運営の基本をなす規約も、年度を区切りに定められているのです。大会から大会までが、組合の運動と組織運営の区切りでは決してないのです。

したがって、このことは、次年度大会代議員の選出の選挙日程にも明確に示されています。選挙規則に基づいて代議員を選出する選挙管理委員会が設置され、選挙日程が公表されるのは毎年の年度末の3月です。そして、選挙当選者の確認発表は年初の4月初めにしているのです。それは、運動の区切りと組織運営の基本が年度を区切りにしているからに他なりません。したがって、当然にも代議員の任期は「当選の確認の日から次年度代議員の当選確認の日まで」でなければならないのです。

第2の理由は、代議員の任期が次年度の代議員の当選確認の日に行っているのは、当選の確認の日から代議員が次の大会に向けて組合員の声を反映するために、職場討議を行って大会に臨むためだからです。

実際に、定期大会の前に中央本部の執行部は次年度の大会のスローガン(案)、運動方針(案)について「職場討議資料」を配布して職場討議に付しています。その職場討議を中心的に行うのは、組合員から選挙で選出された次年度大会の代議員なのです。ですから、次年度大会の代議員は当選確認の日から代議員の権能を発揮して大会審議に臨み、定期大会終了後は地本毎に支部や分会単位で大会報告を行い、運動課題について組合員と意識の共有化を図っているのです。

第3の理由は、JR東労組の組織運営は代議員制を基本にしていることと関連していますが、組合員個人は組合役員及び中央委員を選挙するための選挙権を有していません。役員と中央委員を選出する選挙は、大会の中で代議員の選挙によって選出されるからです。そのことは、組合員が選挙で選出した代議員を信託し、先任権を委託するという間接民主制の代議員制による組織運営だということに起因しています。それは、規約第35条(代議員)で「代議員は大会に出席し、議案を審議するとともに役員および中央委員を選出する」と明記していることに示されています。

しかし、代議員は規約第28条(大会)の3項で「代議員定数の3分の1以上の代議員から要求があったとき、または、中央委員会の決議があったとき、中央執行委員長は臨時にこれを招集しなければならない」と、臨時大会開催の権能を有しています。ですから、規約第28条との関係から組合員の選挙によって選出された代議員の任期を「当選確認の日から次年度の当選確認の日まで」と定めているのです。

つまり、規約第28条と第35条の整合性の観点から代議員の任期を定めているのです。それは、JR東労組の組織運営は間接民主制の代議員制の組織運営を基本にしつつも、組合員の意向である臨時大会の開催要求が、組合員が選挙で選出した代議員に空白を開けずに直ちに反映するという直接民主制を貫くための両側面から、代議員の任期を「当選確認の日から次年度の当選確認の日まで」と規約に定めているのです。このことは、組織運営に関して代議員制の間接民主制を基本にしつつも、組合員の声代議員に直ちに反映されるように、組織運営の民主的な運営を考慮して規約は定められていることを指し示していると言えます。

「3」会議の成立と決議について

「会議の成立と決議」について、次のように改正されました。

〔改正前〕

第26条（会議の成立と決議）

すべての機関会議はそれぞれの構成員の**3分の2以上**の出席によって成立し、会議の議事はこの規約で特別の定めのある場合を除いて出席者の過半数でこれを決め、可否同数の場合は議長団が決める。

〔改正後〕

第26条（会議の成立と決議）

すべての機関会議はそれぞれの構成員の**過半数以上**の出席によって成立し、会議の議事はこの規約で特別の定めのある場合を除いて出席者の過半数でこれを決め、可否同数の場合は議長団が決める。

この改正は「すべての機関会議」ばかりではなく、合議制に基づくすべての会議の定数を「構成員の過半数」にする内容です。しかも、最も慎重でなければならない制裁の答申の決定にあたっては「出席者の3分の2以上の同意」を「過半数以上の同意」に改正したのです。

このことは、組合民主主義を大きく逸脱した内容であり、その結果JR東労組は独善的な非民主的な労働組合の道を歩むことを意味しています。そもそも、組合の重要な決議機関である大会、委員会、執行委員会はなぜ「それぞれの構成員の3分の2の出席によって成立する」ことを規約で定めてきたのでしょうか。また、特に制裁審査委員会の成立や制裁答申の決定にあたっては、なぜ「出席者の3分の2の同意」を定めてきたのかを考えなければなりません。

それは、議事の決議に関しては「過半数による決定」が労働組合法で定められているからです。その理由は、憲法第28条で勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権が労働基本権として保障され、それを効果的に実現するために、労働組合法が憲法を基に体系的に制定されているからです。

労働組合法では、組合民主主義の原則が労働組合の団結自治に最優先され、非民主的な組織運営の自由を排除しています。それは、使用者に対して従属的立場に置かれた労働者が、自己の労働条件や経済的地位向上に実質的に関与するために保障された団結権の基本的性格からして、組合民主主義の要請が団結権の保障に内包されているからです。つまり、憲法で勤労者に対してのみ労働基本権を保障しているわけですから、労働組合の組織運営はより民主的でなければならないという立場をとっているからです。

したがって、議事の決議について「過半数による決定」のみならず、代議員による間接民主制の組織運営だからこそ、民主的組織運営に資するために「それぞれの構成員の3分の2の構成員の出席」を規約で定めているのです。ですから、間接民主制の代議員制を基本にしている労働組合の多くは、機関の開催の定足数を構成員の3分の2にしているのです。組織運営の民主制とは、取りも直さず「組合員の権利」の保障を貫くという意味なのです。（※3）

ましてや「組合員の権利」と直結する「制裁」に関して、制裁委員会の成立及び制裁答申の決定を「3分の2以上の同意」から「過半数以上の同意」とすることは、組合員の権利の著しい低下であり侵害です。労働組合の組織運営に関して、決議機関である大会、委員会、執行委員会、そして制裁の委員会、答申の決定を「3分の2以上の同意」から「過半数以上の同意」に改正することは、国会における憲法改正の発議を衆議院・参議院それぞれ「3分の2以上の同意から過半数以上の同意」に変えるに等しい、暴挙以外の何物でもありません。国会は、衆議院・参議院それぞれ3分の1の議員の要求で国会を開会しなければなりません。そして、議決は過半数です。憲法改正の発議は衆議院・参議院それぞれ3分の2以上の議員の同意が必要であり、しかも国民投票による過半数以上の賛成を得なければ改正できないのです。

労働組合の規約は、憲法と等しいものです。そのため、大会でなければ規約改正はできないと定めているのです。だからこそ、大会は「それぞれの構成員の3分の2の出席で成立する」（それぞれの構成員とは、執行委員、会計監査員、代議員の定数の3分の2の出席）ことになっているのです。議決が過半数であることが、民主的な組織運営を意味するだけではありません。間接民主制を基本にした代議員制の下での民主的な組織運営を重んじるからこそ、大会の成立を「それぞれの構

成員の3分の2の出席で成立」することを規約で定めているのです。それを「過半数以上の同意」に変えることは「暴挙」だと指摘する意味は、そのことを指しているのです。

Ⅲ 「組合員の権利」と民主的な組織運営上からの問題点

「1」組合員の権利について

「組合員の権利」について、次のように改正されました。

<p>〔改正前〕 第13条（組合員の権利） 組合員は、次の権利を有する。 (1) <u>組合のすべての問題に参加することおよび均等の取り扱いを受けること。</u> (2) 代議員、委員および役員を選挙し、または選挙されて就任すること。 (3) <u>会計、議事録、その他組合に関する書類を閲覧すること。</u>閲覧手続きについては、別に定める閲覧手続規則による。 (4) 制裁に対し、定められた規則により提訴し、または弁護すること。</p>	<p>〔改正後〕 第13条（組合員の権利） 組合員は、次の権利を有する。 (1) 代議員、委員および役員を選挙し、または選挙されて就任すること。 (2) <u>各組織および各級機関役員に就任すること。</u> (3) <u>集会、諸会議など組合が行う行事に参加すること。</u> (4) <u>会議、議事録、その他組合に関する書類を閲覧すること。</u>閲覧手続きについては、別に定める閲覧手続規則による。 (5) <u>苦情処理、簡易苦情処理等東日本旅客鉄道株式会社と締結する労働協約等に関する均等な扱いを受けること。</u> (6) 制裁に対し、定められた規則により提訴し、または弁護すること。</p>
--	---

今回、この「組合員の権利」の(1)を全面削除するとともに、(3)項から「会計」の閲覧を削除する改正が行われたのです。

「組合員の権利」は、組合の規約の根幹をなすものです。規約に基づいた組織運営の基本にしなければならぬことでもあります。そのみならず、民主的な組織運営の根底に「組合員の権利」は据えられているのです。その(1)項の「組合のすべての問題に参加することおよび均等の取り扱いを受けること」を全面削除するということは、何を意味するのでしょうか。

それは、現執行部の本部にとって、現実の規約に基づいた組織運営が思い通りに進まず、むしろ規約が障害になっているからに他なりません。そればかりか、2018年4月に強行した規約第26条と39条違反で開催した第35回臨時大会を規約違反だと自認しているからこそ、規約違反の現状を肯定するためには規約を改正せざるを得ない事態に追い込まれていることを、今回の改正は指し示しています。

したがって、組合の規約の根幹である「組合員の権利」の(1)項を全面削除するとともに、(3)項の「会計」の閲覧を削除せざるを得なくなっているのが現執行部だと言えます。

しかし、その欺瞞性を覆い隠し、組合員からの追及をかわすために、新たに「集会、諸会議に参加すること」や「苦情処理や簡易苦情処理等に関して均等な扱いを受けること」を新設したのです。

しかし、新設した項目は組合員の当たり前権利です。つまり、あたかも「組合員の権利」が「拡大」しているかのように見せかけるための、見え透いたカモフラージュ手法を駆使しているのです。

このような、姑息な手法で組合員を騙せると考えるのは、実に浅はかです。JR東労組の「組合員の権利」の規約第13条(1)項は、労働組合法第2章第5条2項の「組合規約に定め、列挙する条項」に基づいて定めているのです。労働組合法では「組合員はその労働組合のすべての問題に参加する権利および均等の取扱いを受ける権利を有すること」を規約に定めることを求めています。一字一句、文言が同様の条文がJR東労組の規約第13条(1)項なのです。だからこそ、労働組合法に照らしても(1)項は全面削除する理由は存在しないのです。

したがって、(1)項はそのまま残し「組合員の権利」の項目を新設することが本来の姿であると言

えます。にも関わらず、(1)項を全面削除することは「組合員が均等の取り扱いを受ける権利」を喪失しているばかりか、今回の規約改正で著しく不均等な扱いにならざるを得ないことを現執行部は自覚しているからに他なりません。

それは、特に規約第36条（代議員の選出）の改正内容が、東京・八王子・水戸地本の組合員の意向が排除されるという、誰の目にも不平等な代議員選出基準であることを現執行部が認識しているからです。つまり、規約第36条の代議員の選出が「不平等」であるため、その選出基準の改正を正当化するために「組合員の権利」から(1)項を全面削除する方法以外の手法は見当たらないという事態に直面したのです。なぜなら、規約相互の整合性がとれないため、その矛盾を解消するために、あってはならない組合の規約の根幹である「組合員の権利」の剥奪に手を染めてしまったのです。

したがって「組合員の権利」の(1)項の全面削除は労働組合法の否定であり、違法行為だと言えます。しかも現執行部の行為は、そのことを十分認識して行った確信犯による犯罪行為だと言えます。

そればかりではありません。(3)項の組合員の閲覧から「会計」を削除することはもってのほかです。今回の第37回臨時大会で現執行部は「組合基金」の積み立て会計から5億円を「一般会計」に組み入れ、10億円を「特別会計」を新設して組み入れることにしました。組合員が積み立ててきた貴重な「組合基金」から総額15億円もの大金を拠出することを検討し提案しておきながら、その一方でその用途を含めて組合員が閲覧できないように規約を改正することは、何を意味するのでしょうか。

先達も含めて組合員自身が積み立てた「組合基金」の用途について、閲覧できる「組合員の権利」から削除する理由は見当たらないからです。そもそも、組合執行部に会計の閲覧を拒否する権能は有していないと考えます。

なぜなら、労働組合法で定められている「組合員は労働組合のすべての問題に参加する権利」を有しているからであり、その権利を規約改正で剥奪することはできないのです。むしろ、労働組合法違反であり、今回の規約改正は明らかに無効であると言えます。

「2」制裁について

「制裁」について、次のように改正されました。

〔改正前〕	〔改正後〕
第60条（制裁） 2 制裁の申し出ができるのは、組合員または機関とし、具体的事由を付し書面で大会または中央委員会に請求する。なお、中央執行委員会が、組織運営上重大な支障があると判断した場合、制裁審査委員会答申までの間、規約第13条の組合員権の一部を停止することができる。 4 この答申を受けた大会または中央委員会は慎重に審議決定する。制裁の決定にあたっては出席者の3分の2以上の同意を必要とする。	第60条（制裁） 2 制裁の申し出ができるのは、組合員または機関とし、具体的事由を付し書面で大会または中央委員会に請求する。なお、中央執行委員会が、組織運営上重大な支障があると判断した場合、制裁審査委員会答申までの間、規約第13条の組合員権の(1)(2)(3)(4)の全部または一部を停止することができる。 4 この答申を受けた大会または中央委員会は慎重に審議決定する。制裁の決定にあたっては出席者の過半数以上の同意を必要とする。 ただし、除名の場合は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

今回、この「制裁」の2項の「組合員権の一部を停止することができる」というものを「制裁審査委員会答申までの間、規約第13条の組合員権の(1)(2)(3)(4)の全部または一部を停止することができる」と改正したのです。さらに、4項では「制裁の決定にあたっては出席者の過半数以上の同意を必要とする」に改正し、制裁の決議要件を低くしたのです。

まず、私たちは制裁の原則を明確にしなければなりません。労働組合の組合員の制裁は、第1に

組合員の権利と深く結びつく事柄だということを何よりも明確にしなければなりません。そして、第2にはその審議は慎重の上にも慎重でなければならないということです。この原則に照らしてみると、今回の改正案は「組合員の権利」を著しく低下させ侵害する内容であり、絶対に認めることはできません。

それは、2項の「制裁審査委員会答申までの間に、規約第13条の組合員権の(1)(2)(3)(4)の全部」をなぜ停止することができるのか、疑問だらけだからです。そもそも「制裁審査委員会答申までの間」とは、制裁が請求されたときから制裁審査委員会答申の確定までであり、その期間が極めて長期だということです。しかも、審議もせずに組合員権の全部を停止することは、反動的な暴挙以外の何物でもありません。

このことは、組合員が組合員権を失効することは何を意味し、どういうことに関わることなのかについて、内容的な理解が全く欠如していることを示しています。そして、憲法第28条の労働基本権とそれに基づいて労働組合法が制定されていますが、その意味の無理解に起因していると言わざるを得ません。

憲法第28条では「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動する権利は、これを保障する」と規定しています。これが、いわゆる労働三権の保障です。重要なのは、勤労者（労働者）のみに労働基本権が憲法で保障されているということです。自営業を営む者、専門の農家や漁業等の従事者には認められていないのです。

それは、なぜなのか。資本主義の経済体制のもとでは勤労者（労働者）が使用者（資本）に対して従属的な地位に置かれざるを得ないことを前提としているからです。そうした従属状態の下では、勤労者に団結権、団体交渉権、団体行動権の三権を保障することこそが、労使の実質的な対等を保障する道であり、そのことによって初めて勤労者（労働者）が自己の労働条件の決定や経済的地位の向上に実質的に関与することができるからです。

このように、労働基本権は使用者に対して従属的な立場に置かれた労働者が、自己の労働条件の決定や経済的地位の向上に実質的に関与するために保障された権利であると解されているのです。重要なポイントは「実質的に関与するために保障された権利」である、関与権としての労働基本権だということです。そして、この労働三権が労働組合法制定の中核に据えられているのです。

したがって、労働組合法では勤労者（労働者）にのみ労働三権が保障されているため、民主的な組織運営と組合民主主義が何よりも優先され、組合の団結自治も制約を受けると解されています。そのことからすると、制裁について、制裁審査委員会の答申が確定してもいない段階で「組合員権の全部を停止すること」は憲法第28条と労働組合法に照らしても、決して優先される団結自治のあり方ではありません。

そればかりではありません。日本の裁判は三審制で、再審請求も認められています。行政による労働者の救済機関である労働委員会は、地方労働委員会と中央労働委員会の二審制です。それらに対して、JR東労組の組合員の制裁審査は一審制です。そして、制裁決定に対して再審査と復権請求も認められています。

また、刑事訴訟においては「推定無罪」が近代法の基本原則です。これは、広義の意味として「有罪判決が確定するまでは何人も犯罪者として取り扱われない（権利を有する）」ということです【国際人権規約B規約14条2項など「仮定無罪の原則」】。そして、このことを裁判官側から表現すると「疑わしきは罰せず」であり「疑わしきは被告人の利益に」ということなのです。

このように日本の裁判、労働者救済機関の労働委員会の審議のあり方、そして刑事訴訟の原則に照らし合わせて見ても、今回の規約第60条の制裁審査委員会の答申までの間に「組合員権の全部を停止する」ことは、絶対に誤りであると断言するものです。

なぜなら「えん罪・JR浦和電車区事件」を思い起こしてください。JR東日本会社が浦和電車区事件の一審の東京地裁の判決後に、被告の社員に対して懲戒解雇したことに對して「最高裁で刑

が確定したわけではない」と不当解雇に抗議したではありませんか。「その主張は誤りだったのか」と現執行部に質したいと思います。

私たちは、使用者側の支配に従属せざるを得ない、経済的にも地位の低い労働者で組織している労働組合です。元々立場の弱い労働者が所属している労働組合から、制裁の対象にされ一度の審議もなく、弁明の機会さえ認められていない段階で「組合員権のすべてを停止」できるように規約改正することは、労働組合の役割と使命を放棄することと同じことを意味していると考えざるを得ません。労働組合だからこそ、制裁の請求はもちろん、審議と制裁決定は慎重の上にも慎重に行わなければならないのです。

組合員の権利や資格を喪失することは、労働基本権で保障された自己の労働条件の決定や、経済的地位の向上に実質的に関与する権利を失うことにつながります。その結果、使用者側からのさらなる従属支配にさらされ、経済的地位の低下を余儀なくされかねません。現執行部は、そのことに思いを馳せながら規約改正を検討し提案したとは、とても思えるものではありません。

そのことは、現に本部吉川委員長や東京地本宮澤委員長が「執行権停止」と「組合員権の一部停止」の制裁対象の立場に身を置かれ、組合の専従解除と同時に不当出向をJR東日本会社が命じたことを見れば明らかです。しかも、現執行部の三役は労働協約に基づいて提出した簡易苦情処理すら「組合員権の停止」を理由に受理すら拒否した姿に、そのことは満天下に示されています。

したがって、JR東労組の制裁は一審制を基本にしているため、審議にあたっては制裁の事由とその事実関係を詳細に調査し審議しなければなりません。そして、制裁審査の答申の決定にあたっては出席者の3分の2以上の同意を必要とするのは当然のことです。制裁の決定にあたって「出席者の過半数の同意」などあり得ないことです。なぜなら、JR東労組の組織運営は間接民主制の代議員制であり、なおかつ制裁は一審制のため「出席者の3分の2以上の同意」は最低でも維持しなければならない定足数だからです。

IV 第37回臨時大会開催の経過、指令指示および議事運営に関する形式上の問題

「1」第37回臨時大会開催までの主な経過

中央本部は、2018年11月4日に全地本委員長会議、11月8日に第10回中央執行委員会を開催し、「組合員の減少に伴い、第36回定期大会で提起された予算収入が確保できないため、組合基金24億円から一般会計に5億円を補正し、組織拡大に特化した特別会計に10億円を保障する。なるべく早く臨時大会を開催し、補正予算と運動方針を議論していく」と提起し「第37回臨時大会」の開催を決めました。そして、11月8日に中央本部が発した「指令22号(※4)」では、この臨時大会を「今後のJR東労組の組織・財政方針を再確立するための重要な大会」と位置づけ、規約第35条に基づき、代議員の出席及び議案の審議を強く求めています。

この指令を受けて支部や分会と議論を行ってきましたが、臨時大会の開催に至った具体的な経過や開催根拠が不明確であり、さらに、15億円もの組合基金の執行に対して、職場討議＝組合員との議論も保障されていないことに、理解・納得感が得られませんでした。したがって、東京地本と八王子地本は、第37回臨時大会に関して「財政が厳しい中で、なぜお金をかけて開催するのか」「財政が厳しいなら、専従者数を減らすべきではないのか」など、支部や分会からの意見をまとめ、11月30日に「第37回臨時大会に関する質問状(※5)」を書面で中央本部に提出し、具体的な回答を求めました。しかし、書面ではなく、電話による口頭の回答で組合員と議論する具体的な内容は示されず不十分なものでした。

その後、中央本部は、12月6日に第37回臨時大会の議事 (1) 運動方針(案)について(2) 組合基金の使用計画の大綱(案)について(3) 特別会計について(4) 補正予算について(5)

その他 を決定し「指令25号 (※6)」を発しました。

東京・八王子・水戸の3地本は、職場討議を保障するために、第37回臨時大会の具体的な議事の内容の提示を再三求めましたが「検討中だ」として、結局大会当日まで示されませんでした。3地本が事前の職場討議にこだわる理由は「スト準備通告は協約第70条の逸脱」「18春闘は大敗北」など「寝耳に水」で事前議論を一切抜きにして突然大会で提起され、代議員をはじめ職場の組合員が混乱に陥った経過があるからです。また、18春闘総括の認識に至る「事実経過」の認識を一致させるために、規約・規則に則って中央執行委員会などの議事録の閲覧要求や事実確認をする場を求めてきましたが、未だに閲覧すらできていません。その前段では「専従指定に対する中央執行委員会見解 (※7)」を発し、春闘の総括に関して継続中の議論を中央本部から封じ「規約第14条を逸脱し、規約第27条や機関決定(=18春闘大敗北総括)に従わない事態だ」として、3地本に対して「専従指定」を認めていません。このように、組合員を置き去りにした「ボトムアップ」とは程遠い、強権的な組織運営を危惧しているからです。

組合基金の使用計画の大綱に関して、組織財政検討委員会や組合基金運営委員会すら開催されていない状況で、具体的な議事内容も事前に示されず、職場討議が保障されない中での「第37回臨時大会」の開催は、極めて拙速で、健全な組織運営からかけ離れ、組合民主主義に反しています。したがって、東京・八王子・水戸地本は12月17日に中央本部に対して、定期中央委員会、または定期大会で審議・決定するよう「健全な組織運営と財政の確立を求める要請書 (※8)」を発し「第37回臨時大会」の中止を求めました。これに対して、中央本部からは「予定通り臨時大会を開催し、ボイコットした場合『規約第60条(制裁)』特に(3)組合の団結または、統制を乱す行為特に(1)組合の規約または、決議に違反する行為に該当する」と通告 (※9) してきました。

これらが、私たち3地本が知り得ている第37回臨時大会開催までの主な経過の概要です。

「2」指令指示や組織運営に関する形式上の問題点

(1) 議案、その他必要事項を示さない問題

規約第33条(招集)は「大会及び中央委員会は、中央執行委員長が開催日時、場所、議案その他必要事項を開催日30日前までに指令する。ただし、臨時の場合はこの限りではない」と定められています。

中央本部は、11月8日に第37回臨時大会を招集する指令22号を発しています。「議案その他必要事項」を示すことは十分可能です。また、12月6日に指令25号で議事の項目を示しており、最低限その時点で議事の具体的な内容を示し、上記したように「職場討議資料」を配布して職場討議に付して、代議員と組合員の議論を保障することは、組織運営上当たり前のことです。ましてや「第37回臨時大会に関する質問状」や電話で再三求めているにも関わらず、運動方針(案)や組合基金大綱などの財政方針(案)を臨時大会前に示さないのは、規約第33条の「議案その他必要事項」の条件を具備していません。形式的にも問題で、規約第33条の主旨に反するものであり「修正動議」を出させないために、意図的に行っていると言わざるを得ません。付け加えますが「ただし、臨時の場合はこの限りではない」を言う場合、これは期日のことであり「議案その他必要事項」を示さなくてよいということではありません。

(2) 組合基金運営委員会を開催していない問題

組合基金規則第4条（組合基金運営委員会の設置）は、規約第54条に基づき「この基金を適正に運営するため、組合基金運営委員会を設置する」ことが決められています。また、第7条（委員会の審査事項）には「（1）中央委員会の発議した基金の使用に関する具体的な計画と支出（2）資金の運用と管理に関する事項（3）その他、この基金の運用業務に必要な事項の各号について審議、決定する」と定められています。

しかし、組合員が長年積み立ててきた貴重な基金15億円もの大金を抛出し、一般会計に5億円、特別会計に10億円を執行するにも関わらず、規則第4条に基づき、基金を適正に運営するための「組合基金運営委員会」を設置せず、規則第7条に基づき審議し、決定していません。これは、規約上形式的に必要な手続きを踏んでおらず、規約・諸規則に違反します。さらに、規約第13条で「会計」を閲覧できる「組合員の権利」から削除しましたが、労働組合法にも違反する行為です。

一方で、大会や会議の成立用件をはじめとして、組合基金運営委員会や連帯活動基金委員会の採決を「出席者の過半数」としたことは、組合民主主義を放棄するものです。なぜなら、組合基金運営委員会や連帯活動基金委員会は、構成員の過半数以上が中央執行委員で構成されているからです。過半数の賛成で承認となれば、JR東労組の基金のすべては、中央執行委員会のみで運用を執行できることとなります。しかも、組合基金の適用範囲の必要条項を新設し「規約第34条（6）その他組合にとって重要と判断した事項の処理」とし、中央執行委員会決定を加えたことで、中央本部が全てを決定できる状態になりました。また、規約第48条（経費）2「予算の決定および決算の承認は地方本部でおこなう」を「予算の決定および決算の承認は中央執行委員会の承認を得て地方本部大会でおこなう」と改正しました。地方本部の財政執行に中央本部の承認が必要となったことは、中央執行委員会の中央集権化が強化されたのであり、規約上は中央本部の独裁体制が敷かれたも同然であり言語道断です。

(3) 第37回臨時大会における議事運営上の問題

1月13日に発した「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求」で指摘してきたところですが「議事に賛成した代議員は、組合員に説明する義務があるのであり、中央本部に追従するがあまり、規約・諸規則違反や労働組合法違反に関して思考停止になっていないか、『何が正しいか』を立脚点にすべきである」ことを問わなければなりません。

臨時大会は、13時から19時30分まで「休会」することなく進める議事進行は、臨時大会が成立したらどんなことがあっても数の力で押し切る『腹』だったことは明らかです。その根拠は、規約改正の進め方があまりにも姑息であり、そこに現れています。大会の終盤である17時30分に会場で資料配布されるまで、代議員には一切知らされなかったばかりか、臨時大会当日の山口中央執行委員長あいさつでもまったく触れられていません。

八王子地本の佐々木代議員が臨時大会で「何故、規約・諸規則の改正に関して議題に記載がないのか。組織財政検討委員会等の専門会議での議論がされないのか。加藤書記長の提起は、ただ読み上げただけで規約改正の根拠・理由は示されていない。どこかで議論がされているのか。昨日も中央本部に電話をして方針書を求めたが出さない。これは排除の論理だ。そもそも、6月の組織財政検討委員会で代議員数の変更は継続審議となっている。組合にとっての憲法である規約を簡単に変えるべきでない（要旨）」と主張し指摘した通りです。これまでもそうであったように、本来なら組織財政検討委員会を開催して議論を積み上げた上で、進めなければならない重要な事柄です。

特に議事運営規則に違反する行為は目に余るものであり、出鱈目で強行的でした。

まず1点目です。議事運営委員会は議長選挙の際、議事運営委員会の決定として代議員による「3名連記」の投票としました。また、3名が記載されていない投票用紙を無効票として集計しました。議長選挙の取り扱いは規約・諸規則にはありません。しかし、議事運営委員会の裁量だけの決定が根拠になってはなりません。なぜなら、JR東労組の代議員の選挙規則第17条では「定数の3分の2を限度とした制限連記制」と定めているからです。これは、組合員の意思を代議員に反映するためです。また、中央執行委員会の役員選挙規則では、執行副委員長、中央執行委員に定数を超えて立候補があった場合は、立候補者の中から定数の3分の1が記載できることになっています。つまり、JR東労組規約・諸規則では、組合員に開かれた形で立候補し、当選できるよう組合民主主義が貫かれているのです。

したがって、議長選挙はこれらの諸規則を適用して行われるべきものです。議長への立候補者は5人でも6人でも想定できるのであり、議長定数と同数を代議員が投票できるとなれば、数の力で少数者は落選となります。また「3名連記」に対して、代議員から「異議あり」と挙手があったにも関わらず、司会の村田執行副委員長は「異議は受け付けない」として議事が進行されました。これは言論の封殺であり、組合民主主義を否定するものです。

2点目は、中央本部三役及び議長・議事運営委員会への不信任動議の取り扱いにおける議事運営規則第24条（優先動議）違反についてです。議長や議事運営委員会は、中央本部三役への不信任動議が提出されたにも関わらず、議事を止めることなく「議事（2）組合基金の使用計画の大綱（案）」の採決へと議事を進行させました。その議事進行に対しても、議長及び議事運営委員会への不信任動議が提出されたにも関わらず、議長および議事運営委員会は議事を止めることなく「議事（2）組合基金の使用計画の大綱（案）」の採決を行いました。これは明確に議事運営規則第24条（優先動議）に違反するものです。代議員や傍聴者は「規約を守れ」と指摘しましたが、数の力で強行採決しました。

その後、弁護士などと相談したのか定かではありませんが、中央本部をはじめとした議長や議事運営委員会は「再採決」という摩訶不思議な議事運営を行いました。代議員から「再採決を行う根拠」を問われても、誰一人答弁しなかったことからわかるように、規約・諸規則違反を自覚し、嘘とごまかして乗り切った証拠です。「再採決したからいいではないか」との声が聞こえますが、決定する過程の中で、二重の規約違反をして数の力で押し切って採決した事実や代議員の質問に対して答弁しないなど、組合民主主義を蔑ろにしたことは重大な問題です。

V 最後に

今回、否決はされましたが「健全な組織運営を怠り、組合民主主義に反する行為を行っていること」「組合員不在の運動に突き進み、組合員のためのJR東労組運動からかけ離れていること」を理由に、中央本部三役への「不信任動議（※10）」を出しました。JR東労組の過半数を超える、東京・八王子・水戸地本の組合員を代表した53名の代議員の意志です。中央執行委員会には、その重さを真摯に受け止めて健全な民主的な組織運営を強く求めるものです。「7・26会談（※11）」で明らかのように、中央本部は東京・八王子・水戸地本の排除を目的にしています。3地本を排除し、差別するあまり、本来、労働組合として力を入れるべき安全、春闘、不当労働行為や会社施策などに対する取り組みがおざなりになり、組合員の利益を守る活動になっていません。このことは、組合員の利益を第一義とする労働組合主義に反しています。中央本部が招集する機関会議や各種専門部長会議はもとより、日常的な問い合わせに対して、中央本部からは一方的に伝えられ、きちんと認識を合わせようとせず「それ以上でもそれ以下でもない」と非常に高圧的です。

そのような姿勢が「法適合組合」ではなく、必然的に「規約不備組合」に帰結したと言えます。この責任の重さを自覚すると共に、謙虚に反省し、組合員に謝罪すべきです。その上で、責任の所在を明らかにし、規約を次期大会まで一時凍結し、元に戻す準備に入るべきです。

多数決絶対主義が民主制ではない！

重要なのは組合員の権利を保障する健全な組織！

民主主義の基本精神は「人間の尊重」です。人間は誰であろうと、すべての生活の福祉を享有する権利を有しています。そのことが、誰にも等しく認められている基本的人権です。労働組合は、適正な労働条件を確立しようとする勤労大衆の自主的な団結です。その精神とするところは、企業経営者の力が不当に濫用される場合に対して、労働者の立場から基本的人権を守ろうとする民主主義的な運動であるのです。

したがって、労働組合の組織運営は組合員全体の意思を反映し、その行動は民主主義的な手続きを経て決定する「組合民主主義」の原則が確立されていなければなりません。具体的には、決定に際して少数グループの意見が多数グループによって絶えず否定されることは、組織分裂に通ずるおそれがあるため、単純多数決によらず各層の意見を反映するよう、議決方法や代表者数が配慮されていなければならないのです。

沖縄・辺野古の新基地建設の賛否を問う県民投票をめぐって、当初沖縄市などの5市は市議会が予算執行を否決したことを理由に、投票に関する事務の執行を拒否する方針を表明しました。この事態について、憲法学者の木村草太氏は「市議会や市長の発想の背景には、議会の多数決があれば、憲法上の権利をいくらでも侵害してよいという、議会多数決絶対主義があるように見える」「確かに議会の議決は重い、それ以上に、人々の憲法上の権利を守るべき公権力の義務は重い」と指摘しています。この指摘のように、組合の規約は過半数の決議が絶対的な民主制を意味しているではありません。憲法第28条や労働組合法に基づいて労働者の基本的権利が健全に保障される精神が、規約には貫かれていなければならないのです。

これらのことから、第37回臨時大会で決議された「規約・諸規則の改正」は「組合民主主義」を逸脱し、労働組合法に反しているのは、明白な事実です。そもそも、12月6日の指令25号「第37回臨時大会の議事について」において、議題にもない「規約・諸規則の改正」は無効です。

第37回臨時大会では「JR東労組の存亡をかけ、向こう2年を展望し、未来を切り拓くために、12地本が総団結し、全組合員と共に組織の信頼回復と強化・拡大を実現しよう！」というスローガンが掲げられました。会社による不当労働行為が職場に蔓延し止まらない中で、全12地本の総団結が必要であり、今ほど組織の力で跳ね返さなければならない時はありません。しかし、残念なことに、組合員不在の運動に突き進み、強権的な中央本部の体制が構築されています。東京・八王子・水戸地本の問題提起は憲法第28条に基づく、労働基本権が保障された健全な組織の確立を求める組合員の声であることを中央本部は真摯に受け止めるべきです。

東京・八王子・水戸地本は、これからも職場を原点にして、組合員と共に、組合員のためのJR東労組運動を実現していくことを申し上げ「第37回臨時大会で改正した規約・諸規則の是正を求める3地本の見解」とします。

2019年2月5日
東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部
八王子地方本部
水戸地方本部